

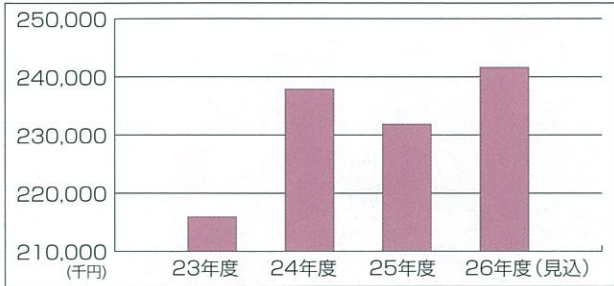
# 国民健康保険税の税率が改正されました

～財政状況をご理解いただき、納付にご協力をお願いします～

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療機関を受診することができる制度で、その財政は加入者の皆さんの国民健康保険税と村・県及び国の補助金や負担金等を財源に、運営しています。

25年度の収支は、医療費の高止まりなどにより、約1,200万円の赤字となり、財政赤字を補てんするための貯金である「給付調整基金」も底をつきそうな状況です。そのため、今年度はこれまでにいったことのない一般会計からの法定外繰入を、1,600万円計上した予算編成となっているなかで、去る6月定例議会において国保税率の引き上げが全会一致で承認されました。

## 【1. 医療給付費の状況】



22～24年度の3年間で、約4,100万円、21%増と大きく伸びました。25年度はわずかに減少しましたが、26年度も伸びが予想されます。

25年度の1人当たり医療費は、県内77市町村中、低い方から19番目となっています。

このような大変厳しい運営状況から、国保税の税率を5%引き上げさせていただくことになりました。改正後の税率は下記のとおりですので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

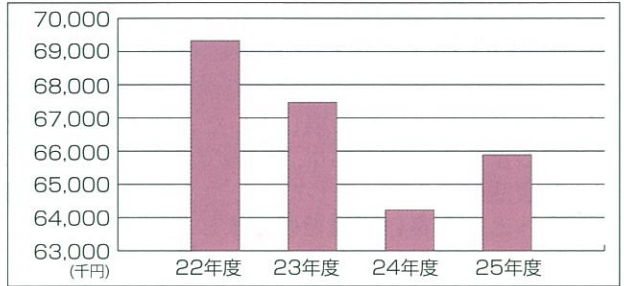
区分	年度	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	25	3.64%	21.70%	15,500円	13,900円
	26	3.83%	23.34%	16,300円	14,300円
後期高齢者支援金分	25	1.84%	10.78%	7,400円	6,700円
	26	1.90%	11.80%	7,400円	7,000円
介護納付金分	25	1.42%	9.60%	7,600円	4,300円
	26	1.44%	10.90%	8,000円	4,700円

認できるため、申請は不要です。  
は、高齢受給者証で所得区分が確認できるため、申請は不要です。

請手続きをしてください。  
なお、七十～七十四歳で所得区分が「現役並み所得者」の方は、高齢受給者証で所得区分が確認できるため、申請は不要です。

の支払いは高額になりそうなど  
適用認定証(住民税非課税世帯  
の人は「限度額適用標準負担額減  
額認定証」の交付申請をしていた  
だくと、申請された日の属する月  
の診療分から、医療機関窓口での  
支払いが限度額までとなります。  
限度額は所得区分により異なり  
ますので、詳しくは役場までお問  
い合わせください。また、現在証  
書をお持ちの方は有効期限を確  
認のうえ、必要な場合は改めて申  
請手続きをしてください。

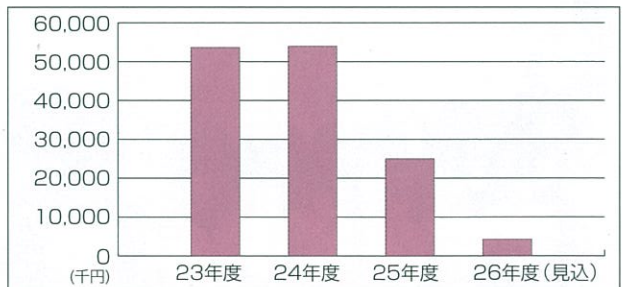
## 【2. 国民健康保険税の収納状況】



長引く景気の低迷による加入世帯の所得減少を背景に、年々収納額が減少してきました。そのため、25年度に5%の引き上げをさせていただきました。

25年度の1人当たり国保税調定額は、県内77市町村中、低い方から9番目となっています。

## 【3. 給付調整基金の状況】



赤字分を補てんするためにここ数年取り崩され、25年度末の保有額は2,500万円余りに減少しております。今年度末は420万円余りと予想され、このままでは基金がなくなってしまうという事態になりかねません。

(問い合わせ先)  
役場総務課税務係・福祉課住民係 電話27-2311

### 国保限度額適用認定証について

入院等により医療機関等窓口での支払いが高額になりそうなど  
適用認定証(住民税非課税世帯  
の人は「限度額適用標準負担額減  
額認定証」の交付申請をしていた  
だくと、申請された日の属する月  
の診療分から、医療機関窓口での  
支払いが限度額までとなります。  
限度額は所得区分により異なり  
ますので、詳しくは役場までお問  
い合わせください。また、現在証  
書をお持ちの方は有効期限を確  
認のうえ、必要な場合は改めて申  
請手続きをしてください。

### 十月から、国保の保険証が一人に一枚のカードになります

これまで一世帯に一枚の保険証が交付されてきましたが、被保険者の皆さんの利便性を高めるため、十月から一人に一枚のカード様式の保険証に変わります。

詳細については十月の一斉更新に合わせてお知らせしますので、ご確認ください。